

◎公益通報者保護法の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表

(傍線部分は修正部分)

修 正 後	修 正 前
公益通報者保護法の一部を改正する法律案 公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。 〔略〕 第三条の見出しを「(労働者に対する不利益取扱いの禁止等)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。 前条第一項第一号に定める事業者は、その使用し、又は使用していた公益通報者が次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に定める公益通報又は当該公益通報をするために必要な行為をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。 第三条第三号へ中「<u>第六条第一項第二号ロ</u>」を「<u>第六条第一項第二号ロ</u>」に改め、同条に次の二項を加える。 2 前項の規定に違反して前条第一項第一号に定める事業者が行った解雇その他不利益な取扱い（解雇以外の不利益な取扱いにあつては、懲戒（労働基準法第八十九条（第九号に係る部分に限る。）の規定に基づき事業者が就業規則に定めた制裁又は事業者と労働者との間の労働契約に定めた制裁をいう。）としてされたもの又は	公益通報者保護法の一部を改正する法律案 公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。 〔略〕 第三条の見出しを「(労働者に対する不利益取扱いの禁止等)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。 前条第一項第一号に定める事業者は、その使用し、又は使用していた公益通報者が次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。 第三条第三号へ中「<u>第六条第二号ロ</u>」を「<u>第六条第一項第二号ロ</u>」に改め、同条に次の二項を加える。 2 前項の規定に違反して前条第一項第一号に定める事業者が行った解雇その他不利益な取扱い（解雇以外の不利益な取扱いにあつては、懲戒（労働基準法第八十九条（第九号に係る部分に限る。）の規定に基づき事業者が就業規則に定めた制裁又は事業者と労働者との間の労働契約に定めた制裁をいう。）としてされたものに限

不当な配置転換に限る。次項及び第二十一条第一項において「解雇等特定不利益取扱い」という。）は、無効とする。

3 公益通報者に対する解雇等特定不利益取扱いが第一項各号に定める公益通報をした日（前条第一項第一号に定める事業者が第一項第二号又は第三号に定める公益通報がされたことを知って当該解雇等特定不利益取扱いをした場合にあっては、当該事業者が当該公益通報を知った日）から一年以内にされたときは、前項の規定の適用については、当該解雇等特定不利益取扱いは、当該公益通報又は当該公益通報をするために必要な行為をしたことを理由としてされたものと推定する。

第四条及び第五条を次のように改める。

（派遣労働者に対する不利益取扱いの禁止等）

第四条 第二条第一項第二号に定める事業者（当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けるものに限る。次項において同じ。）は、その指揮命令の下に労働する派遣労働者である公益通報者が前条第一項各号に定める公益通報又は当該公益通報をするために必要な行為をしたことを理由として、次に掲げる行為をしてはならない。

一・二 〔略〕

2 〔略〕

（特定受託事業者に対する不利益取扱いの禁止）

る。次項及び第二十一条第一項において「解雇等特定不利益取扱い」という。）は、無効とする。

3 公益通報者に対する解雇等特定不利益取扱いが第一項各号に定める公益通報をした日（前条第一項第一号に定める事業者が第一項第二号又は第三号に定める公益通報がされたことを知って当該解雇等特定不利益取扱いをした場合にあっては、当該事業者が当該公益通報を知った日）から一年以内にされたときは、前項の規定の適用については、当該解雇等特定不利益取扱いは、当該公益通報をしたことを理由としてされたものと推定する。

第四条及び第五条を次のように改める。

（派遣労働者に対する不利益取扱いの禁止等）

第四条 第二条第一項第二号に定める事業者（当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けるものに限る。次項において同じ。）は、その指揮命令の下に労働する派遣労働者である公益通報者が前条第一項各号に定める公益通報をしたことを理由として、次に掲げる行為をしてはならない。

一・二 〔略〕

2 〔略〕

（特定受託事業者に対する不利益取扱いの禁止）

第五条 第二条第一項第三号に定める事業者は、その業務委託をし、又は業務委託をしていた特定受託事業者に係る特定受託業務従事者である公益通報者が第三条第一項各号に定める公益通報又は当該公益通報をするために必要な行為をしたことを理由として、当該特定受託事業者に対して、業務委託に係る契約の解除、取引の数量の削減、取引の停止、報酬の減額その他不利益な取扱いをしてはならない。

第六条の見出しを「(役員に対する不利益取扱いの禁止等)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

第二条第一項第五号に定める事業者(同号イに掲げる事業者に限る。次項及び第八条第四項において同じ。)は、その職務を行わせ、又は行わせていた役員である公益通報者が次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に定める公益通報又は当該公益通報をするために必要な行為をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、報酬の減額その他不利益な取扱い(解任を除く。)をしてはならない。

第六条に次の一項を加える。

2 役員である公益通報者は、前項各号に定める公益通報又は当該公益通報をするために必要な行為をしたことを理由として第二条第一項第五号に定める事業者から解任された場合には、当該事業者に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができ

第五条 第二条第一項第三号に定める事業者は、その業務委託をし、又は業務委託をしていた特定受託事業者に係る特定受託業務従事者である公益通報者が第三条第一項各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該特定受託事業者に対して、業務委託に係る契約の解除、取引の数量の削減、取引の停止、報酬の減額その他不利益な取扱いをしてはならない。

第六条の見出しを「(役員に対する不利益取扱いの禁止等)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

第二条第一項第五号に定める事業者(同号イに掲げる事業者に限る。次項及び第八条第四項において同じ。)は、その職務を行わせ、又は行わせていた役員である公益通報者が次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、報酬の減額その他不利益な取扱い(解任を除く。)をしてはならない。

第六条に次の一項を加える。

2 役員である公益通報者は、前項各号に定める公益通報をしたことを理由として第二条第一項第五号に定める事業者から解任された場合には、当該事業者に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

る。

第七条中「第三条各号及び前条各号」を「第三条第一項各号及び前条第一項各号」に改め、「定める公益通報」の下に「又は当該公益通報をするために必要な行為」を加える。

第八条第一項中「係る通報」の下に「又は当該通報をするために必要な行為」を加え、同条第二項中「第十六条」を「第十四条から第十六条まで」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 〔略〕

第八条第四項中「第六条」を「第六条第二項」に改め、「係る通報」の下に「又は当該通報をするために必要な行為」を加え、「第二条第一項第四号」を「第二条第一項第五号」に改める。

第九条中「第三条各号に定める公益通報をしたことを理由とする」を削り、「（以下この条において「一般職の国家公務員等」という。）に対する免職その他不利益な取扱いの禁止については、第三条から第五条までの規定にかかわらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、国会職員法、自衛隊法及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる」を「については、第三条第二項及び第三項の規定は適用せず、同条第一項及び第二十一条第一項の規定の適用については、第三条第一項中「解雇」とあるのは「懲戒免職、分限免職」と、第二十一条第一項中「解雇等特定不利益取扱

第七条中「第三条各号及び前条各号」を「第三条第一項各号及び前条第一項各号」に改める。

第八条第二項中「第十六条」を「第十四条から第十六条まで」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 〔略〕

第八条第四項中「第六条」を「第六条第二項」に、「第二条第一項第四号」を「第二条第一項第五号」に改める。

第九条中「第三条各号に定める公益通報をしたことを理由とする」を削り、「（以下この条において「一般職の国家公務員等」という。）に対する免職その他不利益な取扱いの禁止については、第三条から第五条までの規定にかかわらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、国会職員法、自衛隊法及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる」を「については、第三条第二項及び第三項の規定は適用せず、同条第一項及び第二十一条第一項の規定の適用については、第三条第一項中「解雇」とあるのは「懲戒免職、分限免職」と、第二十一条第一項中「解雇等特定不利益取扱

い」とあるのは「分限免職、懲戒処分又は不当な配置転換」とする」に改め、同条後段を削る。

〔略〕

第十一条第一項中「第三条第一号及び第六条第一号」を「第三条第一項第一号及び第六条第一項第一号」に、「次条」を「第十二条」に改め、同条第二項中「第三条第一号及び第六条第一号」を「第三条第一項第一号及び第六条第一項第一号」に改め、「整備」の下に「労働者等に対するその周知」を加え、同条第三項中「三百人」を「百人」に改め、同条の次に次の三條を加える。

第十一条の二・第十一条の三 〔略〕

（指針）

第十一条の四 内閣総理大臣は、第十一条の二第一項及び前条に定める事項に関して、事業者が適切に対処するために必要な指針（次項において単に「指針」という。）を定めるものとする。

2 第十一条第五項及び第六項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。

〔略〕

第二十条を次のように改める。

第二十条 削除

い」とあるのは「分限免職又は懲戒処分」とする」に改め、同条後段を削る。

〔略〕

第十一条第一項中「第三条第一号及び第六条第一号」を「第三条第一項第一号及び第六条第一項第一号」に、「次条」を「第十二条」に改め、同条第二項中「第三条第一号及び第六条第一号」を「第三条第一項第一号及び第六条第一項第一号」に改め、「整備」の下に「労働者等に対するその周知」を加え、同条の次に次の二條を加える。

第十一条の二・第十一条の三 〔略〕

〔新設〕

〔略〕

第二十条中「及び第十六条」を「から第十六条まで」に、「に適用しない」を「には、適用しない」に改める。

第二十二条中「第十五条」を「第十六条第二項」に改め、同条を第二十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

第二十三条 〔略〕

〔削除〕

〔略〕

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 この法律による改正後の公益通報者保護法（以下「新法」という。）の規定（罰則を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされたこの法律による改正前の公益通報者保護法（附則第七条において「旧法」という。）第二条第一項に規定する公益通報にも適用する。

（労働者に対する不利益取扱いに関する経過措置）

第二十二条中「第十五条」を「第十六条第二項」に改め、同条を第二十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

第二十三条 〔略〕

2| 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、国及び地方公共団体には、適用しない。

〔略〕

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 この法律による改正後の公益通報者保護法（以下「新法」という。）の規定（罰則を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされたこの法律による改正前の公益通報者保護法（附則第六条において「旧法」という。）第二条第一項に規定する公益通報にも適用する。

（労働者に対する不利益取扱いに関する経過措置）

第三条 〔略〕

2 新法第三条第三項の規定は、この法律の施行前にされた同条第二項に規定する解雇等特定不利益取扱い（解雇を除く。）については、適用しない。

3 〔略〕

（事業者が適切に対処するために必要な指針に関する経過措置）

第六条 内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、新法第十条の四の規定の例により、事業者が適切に対処するために必要な指針を定めることができる。

2 前項の規定により定められた指針は、この法律の施行の日において新法第十一条の四第一項の規定により定められたものとみなす。

第七条～第九条 〔略〕

（検討）

第十条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、次に掲げる事項その他新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 〔略〕

2 新法第三条第三項の規定は、解雇以外の不利益な取扱いについては、この法律の施行後に懲戒（同条第二項に規定する懲戒をいう。）としてされたものについて適用する。

3 〔略〕

〔新設〕

第六条～第八条 〔略〕

（検討）

第九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 新法第二条第三項に規定する通報対象事実の範囲の抜本的な
見直し

二 新法により保護される者の範囲の更なる拡大

三 新法第二条第一項に規定する公益通報及び当該公益通報をす
るために必要な行為に係る刑事上の責任の免除

四 新法第十一条の三に規定する行為に対する規制の在り方

五 新法第二条第一項に規定する公益通報に関する紛争の迅速かつ
適正な解決に資する制度の在り方